



老計発第0331004号
平成15年3月31日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省老健局計画課長

指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針等
の一部改正について

指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者における会計の処理等については、「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号）の別紙「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等により取り扱われているところであるが、今般、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成15年厚生労働省令第30号）が公布され、平成15年4月1日より、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設及び一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者（一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設にあつては、ユニット部分の入居者。）から、ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用（以下「居住費」という。）の額の支払いを受けることができることとされたことに伴い、指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針等の一部を下記のとおり改正し、平成15年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、指定介護老人福祉施設を経営する管内の社会福祉法人に対してこれを周知するとともに、その会計処理に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号）の別紙「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」の一部改正

(1) 第二の8の(3)に、次のなお書きを加える。

「なお、将来の施設建て替え等に必要な資金を積み立てる必要がある場合には、施設建替資金積立金など適切な名称を付して積み立てることとして差し支えない。」

(2) 別紙1-1の勘定科目の経常活動による収支の収入中、

介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入	を	介護福祉施設利用料収入 居住費収入 居宅介護サービス利用料収入
------------------------------	---	---------------------------------------

に改め、経常活動による収支の支出中、

雑費 借入金利息支出	を	雑費 利用者負担減免額 借入金利息支出
---------------	---	---------------------------

に改める。

(3) 別紙1-2の勘定科目の事業活動収支の部の収入中、

介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入	を	介護福祉施設利用料収入 居住費収入 居宅介護サービス利用料収入
------------------------------	---	---------------------------------------

に改め、業活動収支の部の支出中、

雑費 減価償却費	を	雑費 利用者負担減免額 減価償却費
-------------	---	-------------------------

に改める。

(4) 別紙2-1の

	介護福祉施設利用 料収入	利用者が選定した室料差額、特別食 料、理美容料、日常生活サービス料等 をいう。
--	-----------------	---

の次に

	居住費収入	小規模生活単位型指定介護老人福祉施 設及び一部小規模生活単位型指定介護 老人福祉施設(以下「ユニット型施設」 という。)の入居者(一部小規模生活 単位型指定介護老人福祉施設にあって はユニット部分の入居者。以下同じ。) が支払う居住費をいう。
--	-------	---

を加え、

	雑費	前記のいずれの勘定科目にも属さない 費用をいう。
--	----	-----------------------------

の次に

利用者負担 減免額	利用者負担減免額	ユニット型施設の入居者が支払う居住 費を減免した場合等の利用者負担減免 額をいう。
--------------	----------	---

を加える。

(5) 別紙2-2の

	介護福祉施設利用 料収入	利用者が選定した室料差額、特別食 料、理美容料、日常生活サービス料等 をいう。
--	-----------------	---

の次に

	居住費収入	ユニット型施設の入居者が支払う居住 費をいう。
--	-------	----------------------------

を加え、

	雑費	前記のいずれの勘定科目にも属さない費用をいう。
--	----	-------------------------

の次に

利用者負担 減免額	利用者負担減免額	ユニット型施設の入居者が支払う居住費を減免した場合等の利用者負担減免額をいう。
--------------	----------	---

を加える。

- 2 「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について（平成12年12月19日社援施第49号・老計第55号）の一部改正

- (1) 第2の4を次のように改める。

「 いずれの方式により会計処理をするかについては、各社会福祉法人が事業運営の実態等を勘案して選択して差し支えないが、指定介護老人福祉施設等介護保険事業を経営する社会福祉法人にあっては、指導指針に基づき会計処理を行うことが望ましい。なお、いずれの方式を採用した場合においても、計算書類には採用した方式を注記する必要がある。」

- (2) 別紙1勘定科目対比表の1「会計基準」の資金収支計算書と「指導指針」の収支計算書との対比中、

			介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入
--	--	--	------------------------------

を

			介護福祉施設利用料収入 居住費収入 居宅介護サービス利用料収入
--	--	--	---------------------------------------

に改め、

		雑費 借入金利息支出	借入金利息支出
--	--	---------------	---------

を

		雑費 借入金利息支出	<u>利用者負担減免額</u> 借入金利息支出
--	--	---------------	----------------------------

に改める。

(3) 2「会計基準」の事業活動収支計算書と「指導指針」の事業活動計算書との対比中、

			<u>介護福祉施設利用料収入</u> 居宅介護サービス利用料収入
--	--	--	-------------------------------------

を

			<u>介護福祉施設利用料収入</u> 居住費収入 居宅介護サービス利用料収入
--	--	--	--

に改め、

		雑費 減価償却費	減価償却費
--	--	-------------	-------

を

		雑費 減価償却費	<u>利用者負担減免額</u> 減価償却費
--	--	-------------	--------------------------

に改める。